

船舶事故調査報告書

平成30年5月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成29年11月22日 07時10分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市大川港北東方沖 深日港西防波堤灯台から真方位265° 2.5海里付近 (概位 北緯34° 19.0′ 東経135° 05.5′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、釣り場を発進して帰航しようとした際、転覆した。
事故調査の経過	平成29年12月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ2.50m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：波向 北西、波高 約1m、水温 約20℃ 日出時刻：06時39分ごろ
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、釣りを行う目的で、大川港付近の海岸を出発し、同港北東方沖の釣り場に到着した後、船首を北西方に向け、船外機を停止して漂泊した。</p> <p>本船は、操縦者が、釣りを行っていたところ、波が高くなってきたので釣りを中止して帰航しようと思い、船尾部に腰を掛けて船外機を操作し、発進した際、船首方から波高約1mの波浪を受けて船首部が持ち上がり、海水が船尾部から流入して転覆した。</p> <p>操縦者は、海に投げ出されたものの、船底に這い上がり、携帯電話で消防に救助を要請した。</p> <p>操縦者は、付近を航行していた国土交通省の海面清掃兼油回収船に救助された。</p> <p>操縦者は、本事故当時、ふだん釣りを行っている海域よりも沖合で釣りを行っていた。</p> <p>操縦者は、本事故当時、固型式救命胴衣を着用していたものの、ファスナー及び股ひもを締めていなかったため、海に投げ出された際、同胴衣が脱げた。</p>
分析	本船は、大川港北東方沖の釣り場を発進した際、船首方から波高約1mの波浪を受けたことから、船首部が持ち上がり、海水が船尾部から流入して転覆したものと考えられる。

	<p>操縦者は、固型式救命胴衣のファスナー及び股ひもを締めていなかったことから、海に投げ出された際、同胴衣が脱げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、大川港北東方沖の釣り場を発進した際、船首方から波高約1mの波浪を受けたため、船首部が持ち上がり、海水が船尾部から流入して転覆したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ミニボートは、波浪の影響を受けやすいので、出航前に気象及び海象の状況を確認するとともに、波が高くなってきたら速やかに帰港すること。・ 救命胴衣は、適切に着用すること。